参考資料３

〈関係法令〉

○都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）

第２１条　国の設置に係る都市公園の公開日時その他当該都市公園の利用について必要な事項は、国土交通大臣が定める。

○平成元年７月１２日建設省告示第１２９１号（抜粋）

都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第２１条及び都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）第１０条第２項の規定に基づき、国営みちのく杜の湖畔公園の公開日時及び入園料を次のとおり定め、平成元年８月４日から施行する。

一　公開日時

１　公開日

（現行）

１月２日から１２月３０日まで（毎週火曜日（火曜日か休日にあたるときは直後の平日）を除く。ただし、４月２７日から５月５日まで及び７月２０日から８月３１日までの火曜日は公開日とする。）

（改正）

４月２０日から５月３１日まで、７月２０日ら８月３１日まで及び１０月１日から１０月３１日までの火曜日は公開日とする。）